

防災ボランティア活動実施規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下、「本会」という。）定款第4条に基づく公益目的事業活動に寄与するための防災ボランティア活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 隊友会は、「国民と自衛隊とのかけ橋」として、自衛隊及び関係部内外の機関との連携・支援を通じて、災害情報の提供から災害活動支援及び復旧活動支援に至るそれぞれの段階において、その特性に応じて幅広く活動する。

(活動内容)

第3条 防災ボランティア活動は、自治体等からのニーズを受け、ボランティア活動として次の各号の業務支援を行なう。

- (1) 被害情報及び被災者情報の収集・提供に関すること
- (2) 被災者（災害時要援護者を含む。）の安全・生活維持に関すること
- (3) 地域の安全維持に関すること
- (4) その他、能力に相応するボランティア活動業務に関すること

(本会本部、ブロック、県隊友会の役割)

第4条 本会本部（以下、「本部」という。）、執行役選出等規則第3条に規定するブロック（以下、「ブロック」という。）及び県隊友会は次の役割を担う。

(1) 本 部

- ア 防災ボランティア制度の構成・維持
- イ ブロック又は県との調整等
- ウ 本部登録防災ボランティアの活動統制
- エ 防災ボランティア活動保険に関する事項
- オ 活動に係る必要経費の支弁
- カ 防災ボランティア各種用品の作製・配分

(2) ブロック

- ア 調整に係る組織の構成（各ブロックの実状に応じて構成）
- イ ブロック内における各県等間の災害に係る応援の調整
- ウ 本部又は隣接ブロックとの災害に係る応援の調整

(3) 県隊友会（県単位の防災ボランティア組織を編成している県隊友会関連）

- ア 県隊友会防災ボランティア組織の構成・維持
- イ 防災ボランティア各種用品の管理
- ウ 防災ボランティア活動の実施
- エ 応援の他県防災ボランティアの活動統制

(組 織)

第5条 防災ボランティア活動のための組織は、県隊友会単位で活動する組織及び個人ボランティアをまとめて本部が活動統制する組織で構成する。

2 県隊友会が運用する組織は、各県等が計画する。

(初期活動)

第6条 県隊友会長は、災害が発生した場合、防災ボランティア活動の要否について判断する。

2 県隊友会長は、防災ボランティア活動を行い、応援が必要な場合は、随時ブロック内又は本部に要求する。

3 本部は、ブロック又は県との必要な調整を行うとともに、現地での必要な助言を行う。

(防災ボランティア活動の認定)

第7条 防災ボランティア活動の認定は、防災ボランティア活動を承知した直近の本部会の調整を経て、担当常務理事が行う。

(実費の支弁)

第8条 実費は、次の項目に対し支弁する。

- (1) 旅 費
- (2) 業務内容に応じ、必要な消耗品 等

(実費支弁申請)

第9条 県隊友会は、防災ボランティア活動終了後1ヶ月以内に、別紙「防災ボランティア活動実費支弁申請書」（以下、「申請書」という。）の様式により、本部に申請する。

(活動に伴う傷害等の補償請求)

第10条 活動に伴う傷害等が発生した場合は、別紙申請書の備考欄に所定事項を記載し本部に請求する。

2 本部は、補償請求があった場合、契約保険会社と調整し、給付手続きを行う。

(支弁の認可)

第11条 支弁は、第7条により担当常務理事が防災ボランティア活動の認定を行った時点で認可があったものとする。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、防災ボランティア活動に関し必要な事項については、理事長が定める。

(附 則)

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

別紙
(第9条関係)

平成 年 月 日

防災ボランティア活動実費支弁申請書

公益社団法人隊友会事務局長 殿

〇〇県隊友会
会長 □□ □□ ⑩

防災ボランティア活動に係る実費支弁について、下記のとおり申請します。

記

年月日	活動内容	従事者数(人)	備考

* 県を越えて、応援活動を行なった会員については、付紙の様式を添付する。

上記の申請について次の実費を支弁する。

平成 年 月 日

支弁金額 _____ 円

公益社団法人隊友会事務局長 ⑩

(第9条別紙関係)

平成 年 月 日

県を越えた応援活動従事者に係る移動状況書

氏名	活動年月日	活動内容	移動要領	備考

*移動要領は、自宅からボランティア活動従事地域までを記載する。